⑵　コア資本に係る調整項目

ａ　「適格引当金不足額」とは、内部格付手法採用組合において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額をいう。

ｂ　「負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額」の欄には、正の値であるか負の値であるかを問わず、その額を記載すること。

ｃ　「自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額」の欄には、自己資本比率改正告示附則第七条第一項の規定に従い、平成二十六年三月三十一日から起算して十年を経過する日までの間においては、普通出資の額、非累積的永久優先出資の額及び適格旧資本調達手段（自己資本比率改正告示附則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。以下同じ。）の額の合計額を記載すること。

ｄ　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第一号に掲げる額をいう。

ｅ　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第二号に掲げる額をいう。

ｆ　「特定項目に係る十パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第六項第三号に掲げる額をいう。

ｇ　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第一号に掲げる額をいう。

ｈ　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第二号に掲げる額をいう。

ｉ　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、自己資本比率告示第十三条第七項第三号に掲げる額をいう。

ｊ　「経過措置による不算入額」の列には、適用日から起算して五年を経過する日までの間において、自己資本比率告示第十二条第二項各号に掲げる額から、自己資本比率改正告示附則第六条第一項及び第二項の規定に従い、自己資本比率告示第十条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入した額を除いた額を記載すること。例えば、平成二十七年三月三十一日において、無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額が合計で100であった場合、自己資本比率改正告示附則第六条第一項の表に規定する該当期間に適用される率（二十パーセント）を乗じた額（20）をコア資本に係る調整項目の額として記載し、これを除いた80を「経過措置による不算入額」の列に記載する。

無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	20	80
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	20	80

なお、自己資本比率改正告示附則第六条第一項に規定する経過措置を用いない場合は、「経過措置による不算入額」の列に「—」を記載すること。

⑶　リスク・アセット等

ａ　「信用リスク・アセットの額の合計額」とは、自己資本比率告示第十六条の規定に従い算出された額をいう。

ｂ　「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」のうち、「無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）」、「繰延税金資産」及び「退職給付に係る資産」の欄には、自己資本比率改正告示附則第六条第二項の規定に従い、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額を無形固定資産、繰延税金資産又は退職給付に係る資産の内訳の別に記載する。うち、「他の金融機関等向けエクスポージャー」の欄には、自己資本比率改正告示附則第十条第一項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第四十七条の三若しくは第百五十四条の三に規定するエクスポージャー又は自己資本比率改正告示附則第十条第二項の規定に従い同項に規定するリスク・ウェイトが適用される自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十七号ホに規定する銀行持株会社若しくは金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについて、経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額を記載する。また、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

ｃ　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十七条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

ｄ　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。

ｅ　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用組合において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

⑷　その他

ａ　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「—」を記載すること。

ｂ　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

附則の次に別紙様式として次の一様式を加える。

（別紙様式第一号）

項目	
コア資本に係る基礎項目　⑴	
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	
うち、出資金及び資本準備金の額	
うち、再評価積立金の額	
うち、利益剰余金の額	